

小美玉市いじめ防止基本方針

平成26年4月
令和2年8月改正
令和4年4月改正

小美玉市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 基本理念	2
3 いじめの定義	2
4 いじめ防止等に関する基本的な考え	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携について	3
(5) 関係機関との連携について	4
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	4
(1) 小美玉市いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 「小美玉市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	4
(3) 「小美玉市いじめ問題専門委員会」の設置	4
(4) 市教育委員会が実施する施策	6
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	7
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	8
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置	8
3 重大事態への対処	10
(1) 市教育委員会又は学校による調査	10
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
III 家庭の役割	
1 保護者の責務	12
2 未然防止と早期発見	12
IV 地域の役割	
1 未然防止に向けた取組	12
2 早期対応に向けた取組	13
V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13

はじめに

国会において、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めたものです。

さらに、本法第11条において、文部科学大臣は、いじめの防止等のための基本的な方針を定めるものとするを受けて、平成25年10月11日には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が、平成26年3月には、県の「いじめ防止基本方針」が定められました。

小美玉市では、これまでも各学校において、いじめ防止のための対策に取り組むとともに、市教育委員会においても「いじめはどの子ども、どの学校にも起こり得るものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、スクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカーの配置、教職員の研修会の開催など、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

「小美玉市いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、茨城県いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対応のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域も積極的に取り組むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめ問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振るまいが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもたちにも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立している。

2 基本理念

いじめは、いじめられた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。そのために、市及び教育委員会、学校、保護者、地域住民等が、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともにいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条1項）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの防止

児童等は，いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも起こりうるものである。また，学校外でも起こりうるものである。

このため，学校は，いじめの未然防止の観点から，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し，児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。また，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて，全ての児童生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには，児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることやささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを隠したり無視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに，いじめの早期発見のため，学校は，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等，組織的な対応を行うことが必要である。

このため，教職員は平素より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておくことが必要であり，また，学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

学校は，学校評議員，PTA等地域の関係団体等と，いじめ問題について協議する機会を設けたり，学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど，

いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

II いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 小美玉市いじめ防止基本方針の策定

市及び教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌し、小美玉市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定する。

市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図る。

(2) 「小美玉市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が情報共有及び連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、市関係部局（社会福祉部、子ども課）、警察等の関係機関等により構成される「小美玉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。なお、この設置に関し必要な事項については、「小美玉市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（令和4年3月28日小美玉市条例第4号。以下「条例」という。）に定める。

(3) 「小美玉市いじめ問題専門委員会」の設置

市は、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関「小美玉市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。なお、設置に関し、必要な事項については、条例に定める。

また、この専門委員会の委員は、弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、福祉士等の専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性、中立性を確保する。

なお、法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この専門委員会を調査を行う組織とする。

調査委員会は、以下の機能を担うものとする。

①いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。

②市立小中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

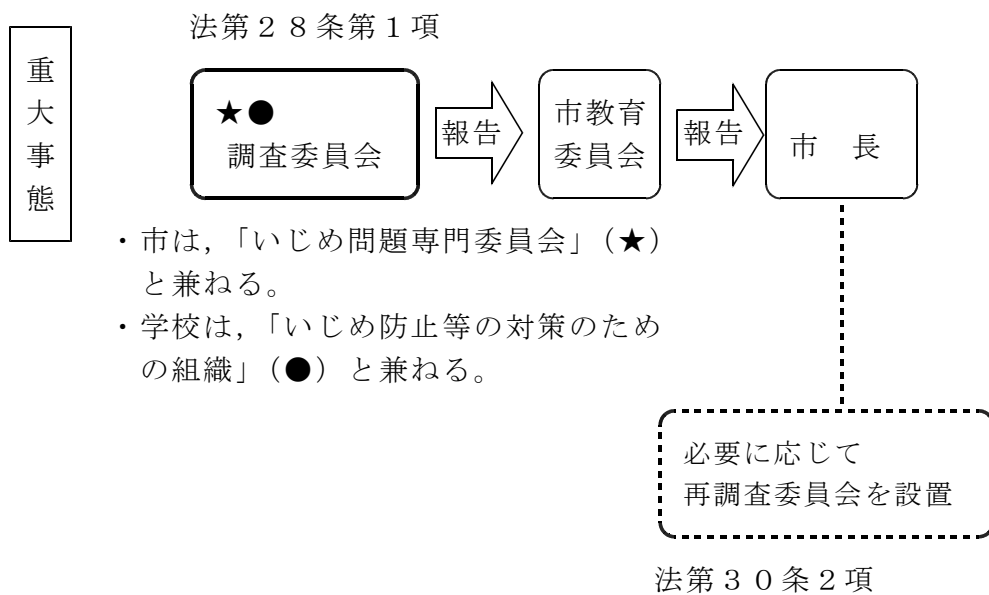
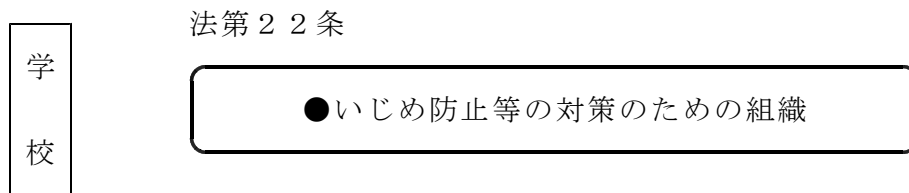
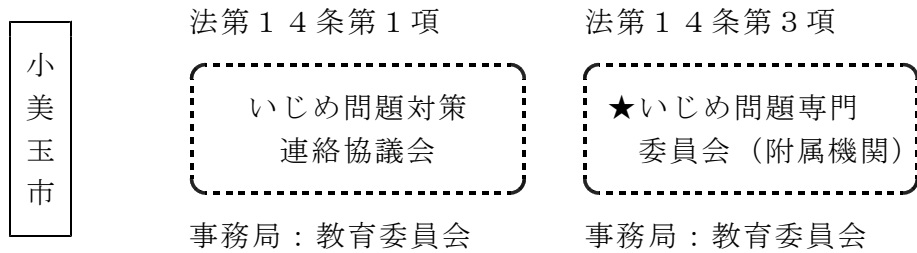
③市立小中学校におけるいじめの事案について、教育委員会が、学校からいじ

めの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

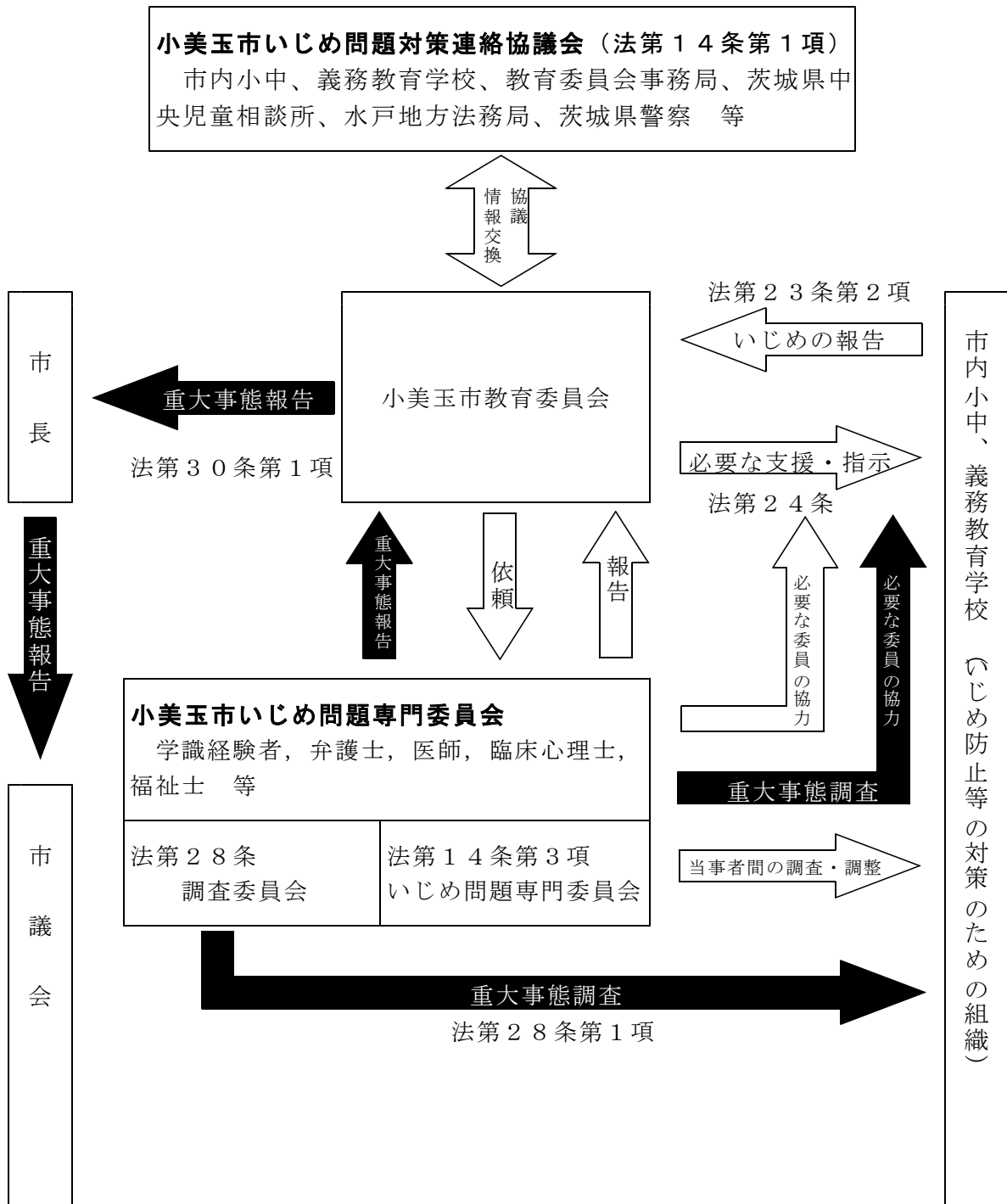
- ④法第28条1項の重大事態が発生した場合における質問票の使用その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

組織の設置イメージ

- ・実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。
- ・同じ印（★，●）の組織は兼ねることができる。



○小美玉市いじめ問題対策連絡協議会・小美玉市いじめ問題専門委員会の機能等



(4) 市教育委員会が実施する施策

①いじめの防止・早期発見への措置

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活

動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援，児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ いじめを早期発見するために、児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。

エ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

オ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。

②いじめに対する措置

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

③学校評価、学校運営改善の実施

ア 教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃から児童生徒の理解，未然防止や早期発見，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

ウ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

市内小中，義務教育学校は、国の方針又は地域基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」（以下、学校基本方針）を定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組，早期発見・早期対応の在り方，

教育相談体制，生徒指導体制，校内研修など，いじめの防止の観点から体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定めるものとする。

また，学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し，必要に応じて見直す，というPDCAサイクルを盛り込むことが望ましい。

さらに，策定した学校基本方針については，学校のホームページなどで公開する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

市内小中，義務教育学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には，

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

などが考えられる。

また，当該組織を中心に，学校基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し，必要に応じて見直すことが望まれる。

さらに，当該組織は，法第28条第1項に規定する重大事態の発生の際は，学校が行う調査の母体となり，関係機関とも連携して対応する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校及び教育委員会は，連携して，いじめの防止や早期発見，いじめが発生した際の対処等にあたる。

①いじめの防止

ア 授業，学級活動においては，児童生徒が自らの行動を自分で選択し，相手との関わりの中で行動する活動を通して，自己指導能力を高め，いじめに向かわない態度，能力を育成する。

イ いじめに向かわない児童生徒を育成するため，児童会活動，生徒会活動，学校行事及び部活動の中で，全ての児童生徒が他の児童生徒から認められる体験をもつことによって，自己有用感を高める。

ウ いじめの問題が深刻になる前に，いじめを認知し適切な対応がとれるよう，日頃から児童生徒と接する機会を多くもち，児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。必要に応じて，スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー等を活用することにより，教育相談体制を整える。

エ インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため，児童生徒から定期的に情報を収集し，その把握に努める。また，児童生徒がインタ

ーネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

②早期発見

ア いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

ウ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

エ 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③いじめに対する措置

ア いじめの行為を確認した場合、被害児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面

談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の意味

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合<ul style="list-style-type: none">・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にも、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。③ その他の場合<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合 |
|---|

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

教育委員会が主体となつて行う場合は、次のとおりとする。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと思われる場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

学校が調査主体となる場合、法第28条3項に基づき、教育委員会は、調

査を実施する学校に対して必要な指導，人的措置等の適切な支援を行う。

④調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには，学校が組織した「いじめ防止等の対策のための組織」または市教育委員会が設置する機関において調査を行う。構成員の中に，調査対象となるいじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には，その者を除いた構成員で調査にあたる等，当該調査の公平性・中立性を確保する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校，教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

⑥調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供の責任

教育委員会又は学校は，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して，事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては，教育委員会又は学校は，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については，学校は教育委員会に文書で報告し，報告を受けた教育委員会は，市長に報告する。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

上記⑥－イの報告を受けた市長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても，教育委員会等による調査同様，再調査の主体は，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して，情報を適切に提供する責任があるものと認識し，適時・適切な方法で，調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する場合は，市長が専門的な知識を有する第三者を任命し組織する。委員は，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り，当該調査

の公平性・中立性を図るよう努める。

③再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

III 家庭の役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割はきわめて重要である。保護者は、子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた育成・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

1 保護者の責務

- (1) 子どもの話に耳を傾け、子どものよさを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を活用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- (3) 国、市、学校や地域社会等が講じるいじめ防止等のための取組に協力する。
- (4) 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けるよう努める。

2 未然防止と早期発見

- (1) 子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「しかる」ことを通して、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。
- (3) 子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。
- (4) 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

IV 地域の役割

いじめは、いつでもどこでも起こりうることから、いじめの防止等のためには、地域と学校との連携が重要である。

また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭や地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が重要である。

1 未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校とが互いに情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。
- (2) 地域は、青少年育成者等を効果的に活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

2 早期対応に向けた取組

- (1) 地域の住民，企業従事者，商店や商業施設等は，地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合，当該児童生徒に声かけを行う等して様子を見るとともに，県教育委員会，市教育委員会又は最寄の学校へ連絡することに努める。
- (2) 民生委員・児童委員や青少年相談員等は，地域においていじめの発見に積極的に取り組み，いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合，県教育委員会，市教育委員会及び学校と協力して対応する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は，市の基本方針の策定から3年を目途として，法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して，市の基本方針の見直しを検討し，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて，市は，各学校における学校基本方針について，それぞれの策定状況を確認する。